

第七次地域管理経営計画書

(尾張西三河森林計画区)

自 令和 8 年 4 月 1 日
計画期間
至 令和 13 年 3 月 31 日

林野庁中部森林管理局

この地域管理経営計画書は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 6 条の規定に基づき、同法第 4 条の管理経営基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和して、対象とする国有林野の自然的、社会的諸条件の特性に応じた管理経営の基本となる事項について中部森林管理局長が定める計画である。

この地域管理経営計画（以下「本計画」という。）の計画期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間である。

目 次

はじめに	・・・ 1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	・・・ 3
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	・・・ 3
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	・・・ 9
(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項	・・・ 12
(4) 主要事業の実施に関する事項	・・・ 13
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	・・・ 14
(1) 巡視に関する事項	・・・ 14
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	・・・ 14
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	・・・ 14
(4) その他必要な事項	・・・ 14
3 林産物の供給に関する事項	・・・ 15
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	・・・ 15
(2) その他必要な事項	・・・ 16
4 国有林野の活用に関する事項	・・・ 16
(1) 国有林野の活用の推進方針	・・・ 16
(2) 国有林野の活用の具体的手法	・・・ 17
(3) その他必要な事項	・・・ 17
5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる 民有林野の整備及び保全等に関する事項	・・・ 17
(1) 民有林と連携した施業や民有林材と協調出荷の推進に関する事項	・・・ 17
(2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	・・・ 17
(3) その他必要な事項	・・・ 18
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	・・・ 18
(1) 国民参加の森林に関する事項	・・・ 18
(2) 分収林に関する事項	・・・ 19
(3) その他必要な事項	・・・ 19
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	・・・ 20
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	・・・ 20
(2) 地域の振興に関する事項	・・・ 20
(3) その他必要な事項	・・・ 20

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

また、国有林野の管理経営を行う国有林野事業については、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行し、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、公益的機能の発揮に向けた適切な施策や木材の持続的かつ計画的な供給等を推進してきたところである。

国有林野に対する国民の期待は、国土の保全や地球温暖化の防止、水源の涵養等の面が大きく、今後とも、公益的機能の維持増進を図っていく必要がある。また、民有林において、森林経営管理制度等による森林の経営管理の集積・集約化や森林環境譲与税を活用した森林環境等の取組が進められている中で、林業経営体の育成や市町村を始めとする民有林行政に対する技術支援などが求められている。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、「国民の森林」として、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、このような国有林野を取り巻く状況を踏まえ、今後5年間の尾張西三河森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。具体的な取組の実施に当たっては、国の地方支分部局、地元自治体等の行政機関と一層の連携を図るとともに、地域住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。

尾張西三河森林計画区：愛知県の西部(尾張地域)及び中部(西三河地域)に位置し、愛知森林管理事務所（新城市庭野字東萩野）管轄の国有林

尾張西三河森林計画区の国有林位置図



1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、^{おわりにしみかわ}尾張西三河森林計画区の全森林面積の3%に当たる国有林野3,275haである。

本計画区は愛知県の西部及び中部に位置し、国有林野は比較的都市近郊にあるため、地域住民にとって身近な森林であり、自然観察等保健休養の場として活用され親しまれている。

^{やはぎがわ}矢作川、^{しょうないがわ}庄内川、^{きそがわ}木曽川の愛知県内における上流部に位置し、集中豪雨災害等により森林整備に対する関心が高まる中で、山地災害防止等の役割を担う必要から国有林野面積の94%が土砂流出防備などの保安林に指定されている。

また、自然景観に恵まれた地域については、^{ひだ}飛騨木曽川国定公園や愛知高原国定公園等に指定されているとともに、自然観察等の場としてレクリエーションの森なども整備され、森林浴等保健休養の場として多くの人々に利用されている。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

ア 森林計画区内の国有林野の現況

本計画区の国有林野は、人工林が1,355ha、天然林が1,677ha、その他（岩石地、附帯地、貸地等）が242haあり、人工林の割合は41%となっている（図－1 参照）。樹種構成（材積比）を見ると、ヒノキ、スギを含む針葉樹が71%、ナラを含む広葉樹が29%を占めている（図－2 参照）。

また、人工林の樹種構成（面積比）を見ると、ヒノキが69%、スギが15%を占めている（図－3 参照）。齢級構成（面積比）は12～13 齢級及び20～22 齢級が多く、約7割を占めている（図－4 参照）。

図-1 国有林野の現況面積

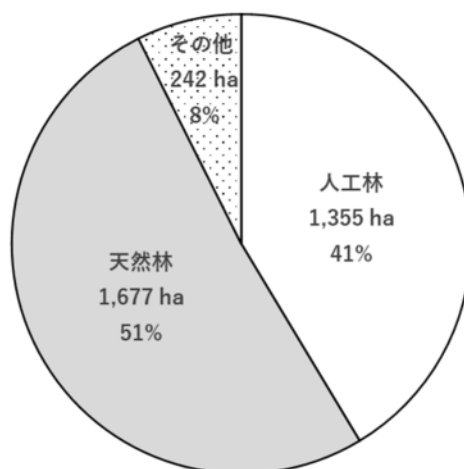


図-2 主な樹種構成（材積比）

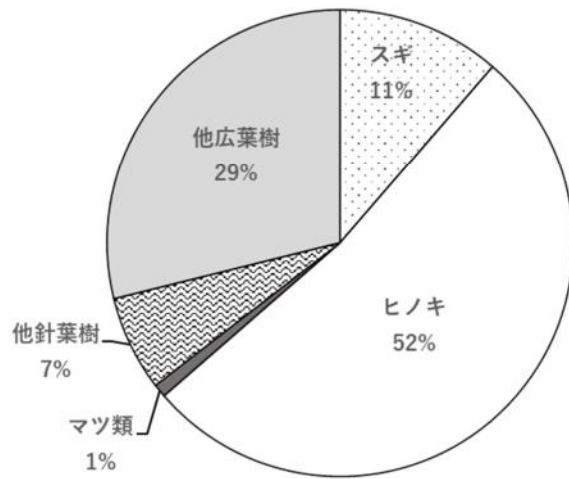


図-3 人工林の樹種構成（面積比）

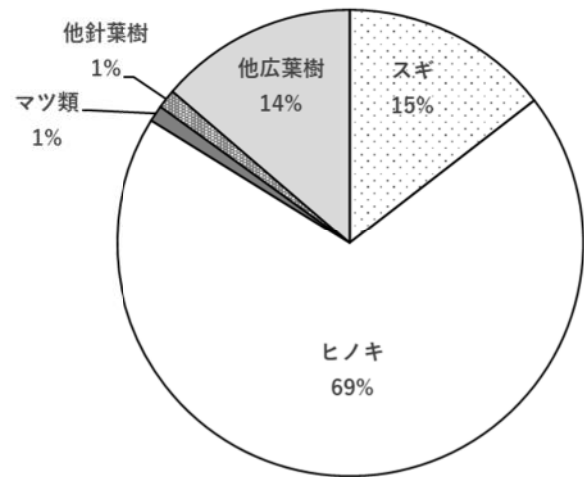
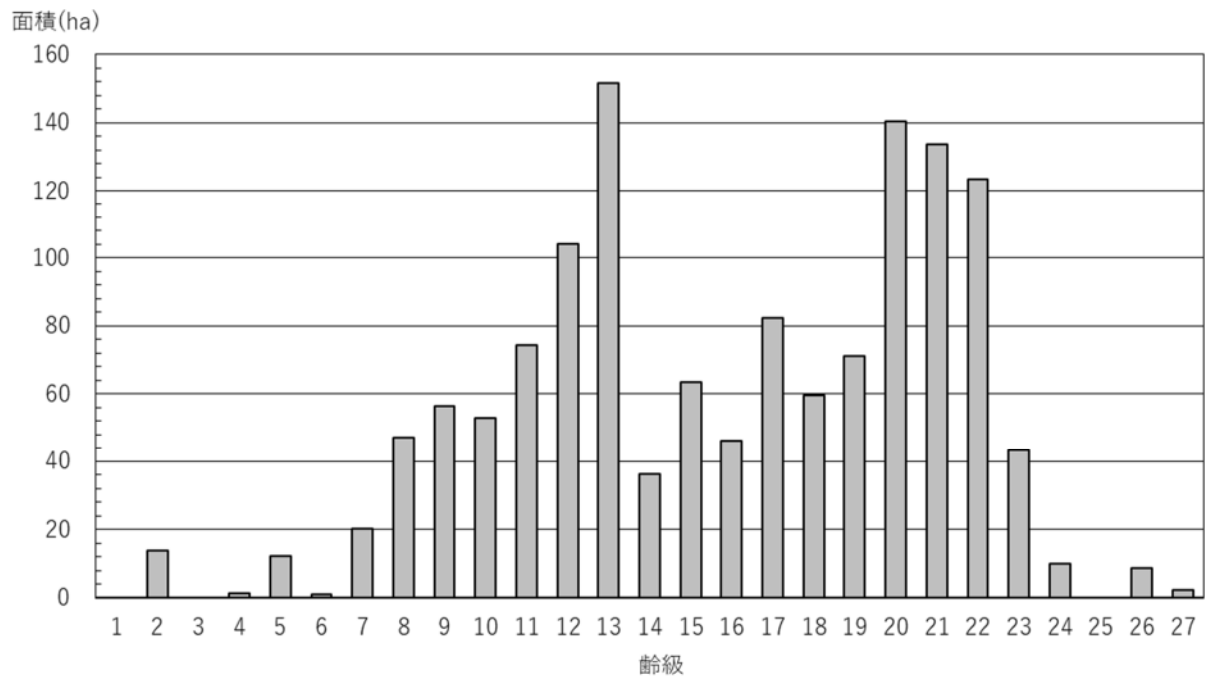


図-4 人工林齢級毎の面積



注：齢級とは、林齢（樹木の年齢）を5年の幅にくくったもの。
（1 齢級は1～5 年、2 齢級は6～10 年、10 齢級は46 年～50 年となる。）

イ 主要施策に関する評価

本計画区における前計画（令和３年度～令和７年度）の主な計画と実行結果は、次のとおりとなった（令和７年度の実績は実行予定を計上）。

（ア）伐採

主伐及び間伐の伐採量については、ほぼ計画通りの実績となった。

（イ）更新

人工造林については、分収林の主伐（臨時伐採分）による当期更新が少なかったことから計画量を下回る実績となった。

（ウ）保育

下刈りについては、当期更新を伴う主伐が少なかったことから計画量を下回る実績となった。その他の保育については、林分状況等を精査し実施した結果、計画量を上回る実績となった。

（エ）林道

林道については、一定の予算の中で、他の計画区との優先順位を考慮し実行した結果、開設、改良ともに計画量を下回る実績となった。

項 目		前計画	実 績
伐採総量（単位：m ³ ）		26,000	24,997
	主伐	2,644	2,142
	間伐	23,356	22,855
更新総量（単位：ha）		12	6
	人工造林	12	6
	天然更新	—	—
保育総量（単位：ha）	下刈	66	26
	つる切、除伐ほか	11	13
林 道	開設（単位：m）	1,600	505
	改良（単位：箇所）	6	1

注：単位未満四捨五入により計や内訳の数値は一致しない場合がある（以下の表についても同じ）。

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林^{もりの}」の実現を図り、現世代とともに

に将来世代へ森林からの恵沢^{けいたく}を伝えるため、住民の意見を聴き、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組むこととする。

持続可能な森林経営については、我が国が参画するモントリオール・プロセス（注）の基準を参考として、次のような森林の取扱方針に基づいて各般の取組を推進していくこととする。

注：モントリオール・プロセス

1992年の地球サミットで採択された「森林原則声明」を具体化するため、温帯林等の持続可能な経営のための基準・指標の作成と活用を進めることを目的として、1993年に始められた自主的な国際的取組であり、この中で国全体として客観的に評価するための7基準（54指標）が示されている。我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国などの12か国が参加している。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備・保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・皆伐箇所の小面積分散化や面的複層林施業による森林のモザイク的配置、人工林の針広混交林化等の多様な森林整備
- ・保護林や緑の回廊における保全・管理、モニタリング調査の実施
- ・希少猛禽類が生息する区域における施業時期への配慮

イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力及び健全な森林を維持していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保を図るとともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。また、伐採や森林整備に当たっては、高木性有用樹の保残及び天然生稚幼樹の育成に努める。

主な取組は、次のとおりである。

- ・一定林齢に達した人工林の主伐・間伐を積極的に推進
- ・天然力の活用によつて的確な更新が図られると認められる林分における広葉樹の積極的な導入
- ・森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や野生鳥獣、山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

主な取組は、次のとおりである。

- ・森林病虫害等による被害の早期発見や山火事防止のための巡視
- ・松くい虫、ナラ枯れ等の森林病虫害による被害対策
- ・ニホンジカ、ツキノワグマ等の野生鳥獣による剥皮・食害防止対策

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

降雨に伴う侵食等から根や表土を保全する森林や、下層植生の発達した森林の維持を推進する。また、水源涵養機能の発揮のため、人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入

等による育成複層林への誘導、溪流沿いや尾根筋等の森林については保護樹帯等として保全することを推進する。

主な取組は、次のとおりである。

- ・伐採跡地の確実な更新
- ・沢沿い、急傾斜地等における皆伐の回避
- ・伐期の長期化による裸地状態の減少
- ・下層植生の発達を促すための間伐等
- ・治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

オ 長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、森林環境教育等、森林と人とのふれあいの場としてフィールド提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

主な取組は、次のとおりである。

- ・機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営
- ・森林づくり活動のフィールドの提供
- ・レクリエーションの森の提供と利用促進

カ 法的・制度的・経済的な枠組

ア～オに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

主な取組は、次のとおりである。

- ・本計画等に基づいた適正な管理経営
- ・「国有林モニター」の設置や計画策定に当たっての地域住民等からの意見聴取

④ 政策課題への対応

山地災害の防止や地球温暖化防止、生物多様性の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野事業への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

ア 山地災害の防止及び復旧対策

国民の安全と安心を確保するため、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、既往の荒廃地や流域の荒廃状況及び保全対象等を慎重に見極めつつ、民有林治山事業や他の国土保全施策との連携の下に治山事業を計画的に推進するとともに、山地の荒廃状況等の安全・安心に関わる情報の提供等に努める。

また、近年の山地災害の発生状況を踏まえ、流木対策等を推進するとともに、水源涵養機能の強化及び自然環境の保全や豊かな環境づくりなど森林が持つ多面的機能を高度に発揮させることを基本方針として、森林整備事業等との密接な連携を図ることとする。

さらに、実施に当たっては木材等を利用した工法の導入やコスト縮減に努めるとともに、

労働安全衛生の確保に努める。

イ 地球温暖化対策の推進

我が国は、パリ協定下における温室効果ガス排出削減目標の達成、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、地球温暖化対策計画に基づき、適切な森林整備・保全や木材利用などに取り組むこととしている。

このため、中長期的な森林吸収量の確保・強化に向けて、引き続き適切な間伐や木材利用の推進を図るとともに、エリートツリー等の再造林等による成長の旺盛な若い森林の造成に率先して取り組むこととする。

また、気候変動に伴い、大雨の頻度が増加傾向にあるとともに、天然林における樹種の分布適域の変化等が予測されていることから、気候変動適応計画等を踏まえ、治山施設の整備や健全な森林の整備等を実施するほか、「保護林」や「緑の回廊」の保護・管理等についても適切に取り組んでいくこととする。

ウ 生物多様性の保全

我が国の森林生態系における生物多様性は、長期的には損失傾向にあり、気候変動等による影響も懸念されていることから、昆明・モンテリオール生物多様性枠組を踏まえネイチャーポジティブ（自然再興）実現に向けた30by30目標等が掲げられた生物多様性国家戦略2023-2030や気候変動適応計画に基づき、生物多様性の保全の取組を推進していく必要がある。

このため、保護林や緑の回廊におけるモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理を推進するとともに、多様な森林づくりの推進、森林の適切な保全・管理、主伐や再造林等の施業現場における生物多様性への配慮等に取り組んでいくこととする。

特に、適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化、様々な生育段階等からなる森林のモザイク的配置や里山等の積極的な整備など、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進するとともに、溪流沿いや尾根筋等の森林については、保護樹帯等として保全することを通じて、生物多様性の保全に努める。

30by30目標の達成に向けては、保護地域としての国立公園等の新規指定・拡張や保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（OECM）の設定等に適切に対応する。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、地域の特性を活かした効果的な森林管理が可能となる地区においては、地域やボランティア、NPO等と協働・連携し、荒廃した植生回復など森林生態系の保全等の取組を推進することとする。

さらに、地域の農林業や生態系に多大な被害を与えている野生鳥獣について、地域の関係行政機関等と連携しつつ、捕獲などによる積極的な個体群管理や共存に向けた森林の整備を推進することとする。

エ 木材の安定供給

効率的かつ効果的な森林整備を行い、必要な路網整備を実施するとともに、循環型社会の構築のためカーボンニュートラルな資源である木材の計画的かつ安定的な供給に努める。

また、民有林と連携した施業を推進するため、森林共同施業団地の設定等により民有林・国有林が一体となった生産目標の設定、効率的な路網整備等の森林施業の合理化や木材の

協調出荷に取り組むこととする。

オ 山村地域の振興

地域の産業の育成や文化の継承にも資する森林の整備や国有林野の活用、レクリエーションや森林環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用等を通じて、林業・木材産業、観光業等地域産業の振興、住民福祉の向上等への寄与に努めることとする。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」に区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して、流域（森林計画区）ごとの自然的特性等を勘案しつつ、森林の自然条件や社会的条件を踏まえて、いわゆる公益林として適切な施業を推進する。

その際、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意するとともに、民有林の森林施業との連携に配慮する。

機 能 類 型		公 益 的 機 能 別 施 業 森 林
山地災害 防止タイプ	土砂流出・ 崩壊防備エリア	水源涵養機能維持増進森林 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林
	気象害防備 エリア	水源涵養機能維持増進森林 快適環境形成機能維持増進森林（一部） 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林（一部）
自然維持タイプ		水源涵養機能維持増進森林 保健文化機能維持増進森林 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林（一部）
森林空間利用タイプ		水源涵養機能維持増進森林 保健文化機能維持増進森林 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林（一部）
快適環境形成タイプ		水源涵養機能維持増進森林 快適環境形成機能維持増進森林
水源涵養タイプ		水源涵養機能維持増進森林

- ・山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林：土地に関する災害の防止機能及び土壌保全機能を維持増進するための施業を推進すべき森林
- ・快適環境形成機能維持増進森林：快適な環境を形成する機能を維持増進するための施業を推進すべき森林
- ・保健文化機能維持増進森林：保健文化機能を維持増進するための施業を推進すべき森林
- ・水源涵養機能維持増進森林：水源涵養機能を維持増進するための施業を推進すべき森林

森林の取扱いについては、人工林の一定程度が間伐等の必要な育成段階にある一方、13 齢級以上の人工林が 69%（材積率）に上り、資源として利用可能な段階を迎えているという変

化を的確に踏まえるとともに、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮することとする。具体的には、天然更新等の森林施業技術を活用しつつ、伐採年齢の長期化（長伐期化）、林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備（複層林化）、一定の広がりにおいて様々な育成段階や樹種から構成される森林のモザイク的配置への誘導、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業（針広混交林化）を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定的供給の確保、二酸化炭素の吸収や炭素の固定など地球温暖化防止、生物多様性の保全、自然再生、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全、花粉発生源対策の加速化、鳥獣被害対策等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に推進する。

なお、森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中で、その実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、造林コストや花粉の少ない森林への転換、鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図ることとする。

これらの取組を通じて、森林・林業基本計画で定められた望ましい森林の姿への誘導を先導的に推進する。

また、国民の安全と安心を確保するため、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、国土強靱化基本計画等に基づき治山対策を推進する。具体的には、山腹崩壊等による土砂流出量の増大、立木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しながら、災害危険度や発生危険度等を考慮しつつ、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等による土砂流出の抑制等を推進する。その際、治山対策等による森林の機能の維持・向上は、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）やグリーンインフラの考え方にも符合する取組であることを踏まえるとともに、現地の実情に応じた在来種による緑化や治山施設への魚道施設など生物多様性保全の取組にも努める。

さらに、大規模な山地災害発生時には、被害状況を速やかに調査するためにヘリコプターやドローン等を活用した被害調査を実施するとともに、専門技術を有した職員からなるMAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイス・チーム）をリエゾン（情報連絡員）や山地災害対策緊急展開チームとして現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、民有林への支援も含めた迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとする。

加えて、国土の保全等に不可欠な森林土木事業を適切かつ着実に実施できるよう、事業発注者として、工事や設計業務等の品質確保と担い手確保に取り組むこととする。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の有する公益的機能が高度に発揮されるよう林道（林業専用道を含む。）及び森林作業道について、それぞれの道の役割や自然条件、作業システム等に応じた整備を推進する。その際、特に自然・社会的条件の良い森林において重点的な整備を推進することとする。

また、災害の激甚化を踏まえ、排水機能の強化などにより路網の強靱化・長寿命化を進めるとともに、曲線部の拡幅などにより走行車両の大型化等に対応する。

各種機能類型の管理経営は次によるものとし、具体的には別冊「管理経営の指針」により取り扱う。

- ① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項
山地災害防止タイプについては、次の２つのエリアに区分して取り扱う。

ア 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアの国有林野（本計画区の 40%）は、主に土砂の流出、崩壊の防備等山地災害防止機能の発揮を第一とし、そのため根系が深くかつ広く発達し、下層植生の発達が良好な森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

イ 気象害防備エリア

該当なし。

- ② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項
該当なし。

- ③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項
森林空間利用タイプの国有林野（本計画区の 59%）は、保健・レクリエーション機能又は文化機能の発揮を第一とし、そのために多様な樹種で構成された周辺の山岳や溪谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林等を目標として、森林の利用形態等に応じた多様な森林を維持・造成することとする。

- ④ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項
該当なし。

- ⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項
水源涵養タイプの国有林野（本計画区の 1%）は、主に渇水緩和や水質保全等水源涵養機能の発揮を第一とし、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の発達が良好で、諸被害に強い森林を目標とし、それぞれの森林の現況等に応じた施業を行う。
なお、水源涵養機能の確保に留意しつつ、森林資源の有効利用を図ることとし、水源涵養タイプに区分された人工林のうち自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを、特に効率的な施業を推進する森林として設定・公表する。

- ⑥ 地域ごとの機能類型の方向
本計画区における地域ごとの重点的に行うべき管理経営は、次のとおりとする。

ア 尾張地域（犬山、八曾、瀬戸国有林）1,872ha

当地域は、尾張地方の東北部に位置し、犬山市及び瀬戸市に所在する都市近郊の国有林野であり、大部分がヒノキ、アカマツ、クロマツ等の針葉樹とナラ、カシ類の広葉樹により構成されている。飛騨木曾川国定公園及び愛知高原国定公園に指定され、保健文化機能の発揮が期待されているため、森林空間利用タイプに区分し管理経営を行うこととする。

イ 豊田地域（大ヶ蔵連、舟ヶ沢、百月、本城山、金沢段戸国有林）1,041ha

当地域は、主に西三河北部に位置し、豊田市の北部から東部にかけて所在する国有林野であり、大部分がヒノキ、アカマツ、クロマツ等の針葉樹とナラ、カシ類の広葉樹により構成されている。地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため山地災害防止タイプに区分し管理経営を行うこととする。

ウ 闇荊地域（闇荊国有林）359ha

当地域は、西三河の東部に位置し、岡崎市の東部に所在する国有林野であり、大部分がヒノキ、アカマツ、クロマツ等の針葉樹とナラ、カシ類の広葉樹により構成されており、以下のとおり管理経営を行うこととする。

（ア） 本宮山県立自然公園に指定されている溪谷沿い等の風致探勝に適した地域は、保健文化機能の発揮が期待されているため、森林空間利用タイプに区分し管理経営を行うこととする。

（イ） 上記以外の地域は地形・地質等の条件から山地災害防止機能や水源涵養の機能を重点的に発揮させるため、山地災害防止タイプ又は水源涵養タイプに区分して管理経営を行うこととする。

（３）森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、地元自治体等との密接な連携を図りながら、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととする。

このため、森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現、担い手となる林業経営体の育成、国産材の安定供給体制の構築等に向け、特に次に掲げる取組を推進することとする。

また、これらの取組に当たっては、特に効率的な施業を推進する森林を活用し、主伐・再造林等の主に林業に関する取組を民有林関係者に分かりやすい形で進めることとする。

① 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けて、民有林への普及を念頭に置き、産学官連携の下に、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進するとともに、事業での実用化を図り効率的な施業を推進することとする。

特に、造林の省力化や低コスト化に向けてエリートツリー等の新たな手法の事業での活用を進めるとともに、レーザ計測やドローン等を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の実証等に積極的に取り組む。

また、こうした成果については、現地検討会やホームページでの結果の公表等を通じて、民有林関係者等への普及・定着に取り組むこととする。

加えて、事業発注を通じた施策の推進や全国における多数の事業実績の統一的な分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、工程管理の方法や改善等生産性向上に効果的な手法の普及・定着を図る取組を推進する。

② 林業事業体・林業経営体の育成

林業従事者の確保等に資する観点から、事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、年間の発注見通しや市町村単位での将来事業量の公表を行いつつ、安定的な事業発注に努めるとともに、若者雇用、安全対策、技術力向上の取組等を評価・加点する総合評価落札方式や事業成績評定制度の活用、複数年契約によるまとまった面積の間伐等事業の実施、労働安全対策に配慮した事業実行の指導などに取り組むこととする。

あわせて、森林経営管理制度に係る林業経営体の受注機会の拡大に配慮する。さらに、分収造林制度を活用した経営規模拡大の支援に取り組むこととする。

③ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援

森林経営管理制度の取組が進む中で、森林総合監理士（フォレスター）の資格を有する職員等を活用しつつ、市町村のニーズに応じて、森林・林業技術に関する研修への市町村職員等の受け入れや公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組むこととする。

（４）主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は次のとおりである。事業の実施に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進や森林・林業施策全体への貢献を基本方針とし、本計画等に基づく、計画的な事業の実行に努めることとする。その際、低コストで効率的な作業システムの定着等を通じた木材生産等の低コスト化を推進するなど、民有林行政との連携を図りつつ計画的かつ効率的な事業の実行を図ることとする。

また、労働安全衛生対策を推進することとする

① 伐採総量 (単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	6,707 《2,285》	19,293 (194)	26,000

注1：主伐の《 》の数値は、臨時伐採量の数値（内数）である。

注2：間伐の（ ）の数値は、間伐面積である。

注3：臨時伐採とは、事業実行上の支障木等で、計画時点の箇所付けができないもの。

② 更新総量 (単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	5	—	5

③ 保育総量 (単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐
計	24	—	23

④ 林道の開設及び改良総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	1	1,000	4	470

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区は、都市近郊に位置する保健休養の場としての森林等が多く、特に入林者が多い春季や秋季は乾燥期と重なり山火事発生の危険性が増大するため、地元市村等と連携を密にして山火事防止の啓発活動及び巡視を行うこととする。

また、動植物の保護、自然環境の保全や廃棄物の不法投棄防止の啓発等に努め、特に利用者が増加するシーズンには、林野巡視等を強化することとする。

② 境界等の保全管理

国有林野を適切に管理経営していく上で、民有地との境界の保全管理は重要であることから、境界標、標識類の巡検及び境界の巡視等を行うとともに、貸付地等の状況把握を行い、その適切な保全管理に努めることとする。

また、森林の適切な管理に必要な歩道の維持管理に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害による森林被害については、林野巡視等により被害の早期発見に努めるとともに、発見した場合は関係行政機関等と連携しながら適切かつ効果的な防除に努めることとする。

松くい虫被害については、民有林との連携の下に被害木の伐倒、薬剤処理等の必要な防除を実施することとする。

カシノナガキクイムシによる被害については、被害状況の把握に努め、関係機関と連携を図りながら必要な対策に取り組むこととする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

本計画区には保護林及び緑の回廊等の設定はない。

(4) その他必要な事項

① ニホンジカ等の被害対策

ア 本計画区においては、ニホンジカ及びカモシカによる林業被害の対策として、防鹿柵等の設置や捕獲に取り組むこととする。特に、捕獲を行う場合や方法については、関係行政機関や関係団体等との連絡調整を的確に行い、効果的な被害対策となるよう努める。

また、ツキノワグマの剥皮被害については被害を防止するテープ設置等に取り組むとと

もに、関係行政機関等と連携した取組を実施することとする。

イ ノウサギ、ノネズミ等の被害については、造林地の巡視等を強化し、早期発見や適切な防除に努める。また、ノネズミの大量発生の原因にもなると言われるササの一斉開花、種子の着果等について注視することとする。

② 溪畔周辺を取扱い

溪畔周辺については、野生生物の生息・生育場所、移動経路、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、きめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

公益重視の管理経営を一層推進しつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、地域における木材の安定供給体制の構築等が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、継続的かつ計画的な供給に努めることとする。

① 木材の安定供給

林産物の供給に当たっては、より効率的な事業運営を図る観点から原則として立木販売によることとし、高付加価値が期待できる高品質材等の供給や、森林整備事業による間伐材等の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた現地に適した低コストで効率的な作業システムの定着を採用しつつ、素材（丸太）販売により実施する。

素材の販売に当たっては、木材市場等を活用するとともに、国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む集成材・合板工場や製材工場等と協定を締結して需要先へ直送する「システム販売」に取り組むこととする。この際、公募・選定時の評価等を通じて、非住宅分野の新たな需要の開拓にも貢献することとする。

また、人工林資源の成熟に伴い主伐が増加している中、こうした主伐材の立木販売についても、安定供給や新たな需要開拓に貢献するものとなるよう効果的な供給に努めることとする。

さらに、新たな木材需要創出に向けた動きへの対応や、地域で生産される木材のブランド化を図るなど、需要動向に応じた木材の安定供給体制を戦略的に構築していくため、地域の林業、木材関係者と緊密に連携・協力した取り組みを行うこととする。

あわせて、根株・枝条を含む未利用間伐材等について、木質バイオマス需要者等への供給に取り組むとともに、更なる利用拡大に向けて新たな需要開拓にも引き続き努めることとする。

② 木材の利用

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が令和3年10月に施行され、木材の利用を促進する主な対象が公共建築物から建築物一般に

拡大するなど、木材の利用拡大を図る取組が進められている。このような新たな木材需要創出に向けた動きに対応していくとともに、木材利用の意義、木材に関する情報等を積極的に発信することとする。

また、森林吸収源対策として積極的な間伐等の森林整備を進めることに伴い生産される間伐材等については、合板や集成材等の原料としての利用拡大や土木分野における利用範囲の拡大を推進することとする。

③ その他林産物の供給

広葉樹、環境緑化木等、国有林野に有する多様な資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域ニーズを踏まえ地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な供給に努めることとする。

(2) その他必要な事項

林業・木材産業は、生産・流通・加工の各段階が、小規模・分散・多段階となっており、木材需要者のニーズに応じて、品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給する体制を確立することが課題となっている。

このことを踏まえ、林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、また民有林との協調出荷を推進することで、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するように努めることとする。

さらに、世界的な木材需給の変動など、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢が複雑さを増す中、木材需給が急変した場合には、国産材供給量の一定のシェアを有している国有林野事業の特性を活かし、価格急変時の供給調整機能を発揮することとする。具体的には、地域における需要が減少した場合には立木販売の公告延期や搬出期間の延長等を実施する一方、需要が高まった場合には素材の早期生産・販売や立木販売物件の前倒し販売等を実施するなど、必要に応じて供給時期の調整等を行うこととし、これを適期に効果的な方法で行うため、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握する等の取組を推進することとする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、その所在する地域の社会的経済的状況、住民の意向等を考慮して、農林業の構造改善のための活用、公用・公共用施設への活用、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興、住民の福祉の向上、都市と農山村の交流の促進による地域社会の活性化に資するよう積極的に推進することとする。

本計画区は、犬山^{いぬやま}、八曽^{はっそう}、瀬戸^{せと}国有林をはじめ、名古屋圏に隣近した都市近郊林が多く所在しており、自然探勝や野外スポーツの場として多くの人々に利用されていることから、地元自治体等と調整を図りながら、国民の保健・文化・教育的利用に適していると認められる国有林を「レクリエーションの森」として広く国民に提供することとする。なお、こうした取組の推進に当たっては、民間活力を活かした歩道等の施設整備を推進することとする。

特に、本宮山県立自然公園内の闇荊風致探勝林は「日本美しい森 お薦め国有林」(注)として選定されていることから、明治時代に植栽されたスギやヒノキの大木とその中に点在す

るカエデやツバキの広葉樹等が彩る優れた溪谷美の保持に加え、稜線部を走る県道本宮山白鳥線（旧本宮山スカイライン）や山頂付近からの、富士山、南アルプス連峰の遠望、三河湾を眼下に見下ろす広大な展望などの優れた眺望景観等の資源を生かした一層の利用を推進することとする。

注：「日本美しの森 お薦め国有林」

レクリエーションの森の中で、特に魅力的で観光資源としての活用が期待される箇所

（２）国有林野の活用の具体的手法

地域産業の振興、道路や砂防ダム敷等の公用、公共用及び公益事業地としての活用については、地元自治体等との情報交換を十分行いつつ、売払い等の手法により、法令等に基づき適切に実施していくこととする。

また、レクリエーションの森については、箇所ごとの森林の特徴、利用の形態、地域の要請等を踏まえ、地域関係者との協働による整備・管理を支える仕組みの充実に努め、地元自治体等と調整を図りながら活用を推進することとする。

（３）その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、森林の持つ公益的機能との調和を図り、あわせて、地元自治体等が策定する土地利用計画等との必要な調整を図りつつ、推進することとする。

また、盛土を始めとする土地の形質等の変更等に係る各種法令に基づき許認可等を確認するほか、制限のない国有林野についても林地開発許可制度に準じて取り扱うこととする。

５ 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

（１）民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、森林共同施業団地を設定し、民有林野と連結した路網の整備等と相互利用の推進、計画的な間伐等や現地検討会等を通じた民有林への森林・林業技術の普及に取り組むこととする。

また、森林共同施業団地や国産材の流通合理化のニーズが高い地域等においては、国産材の安定供給体制の構築に資するよう路網や土場の共同利用やこれまでの「システム販売」の実績や経験を活かして民有林材との協調出荷等に取り組むこととする。

（２）公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による整備・保全が十分に行われず、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮する国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合や、鳥獣、病害虫、外来種その他の森林の公益的機能に悪影響を及ぼす動植物の繁殖が国有林野で実施する駆除等の効果の確保に支障を生じさせる場合がある。

このため、このような場合において、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るため

に有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる外来種の駆除等を民有林野と一体的に行い、民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用に努めることとする。

なお、公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等に定める基準に適合するとともに、当該協定制度の趣旨等に鑑み、民有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

(3) その他必要な事項

相続土地国庫帰属制度については、申請があった土地のうち森林について法務局による要件審査に協力するとともに、帰属した森林については巡視等の管理を行うこととする。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、国民の要請に機動的・弾力的に対応することとする。

(1) 国民参加の森林に関する事項

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど国民による自主的な森林づくり活動を支援することとする。

① ふれあいの森

ボランティア団体、NPO等による自主的な森林整備活動等のフィールドの設定に向け、各種団体等へのPR活動などに積極的に取り組むこととする。

設定箇所

名 称	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
犬山ふれあいの森	36	八曽国有林 1049 い林小班ほか
定光寺NCFC の森	24	瀬戸国有林 1102 い林小班ほか

② 社会貢献の森

CSR（企業の社会的責任）活動等を目的とした植栽、保育等の森林整備活動等のフィールドの設定に向け、企業等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

③ 木の文化を支える森

地域の伝統行事や文化の継承等に貢献するためのフィールドの設定に向け、地元自治体等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

④ 遊々の森

森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、体験林業等の体験活動のためのフィールドの設定に向け、学校等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

設定箇所

名 称	面 積 (ha)	位 置 (林小班)
神明の森	2	瀬戸国有林 1076 ろ林小班

⑤ 多様な活動の森

森林の保全を目的とした美化活動、自然観察、森林パトロール等、上記①～④に分類できない活動のフィールドの設定に向け、各種団体等への情報提供などのPR活動に積極的に取り組むこととする。

(2) 分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力していこうとする国民や法人等の要求に応えるため、分収林制度を通じて国民参加の森林づくりを推進することとする。

特に都市部の一般企業等が社会貢献活動や社員教育の場として森林づくりを行う「法人の森林」などとしてのフィールドの提供に積極的に取り組むこととする。

(3) その他必要な事項

① 森林環境教育の推進

学校、自治体、NPO、森林インストラクター、民有林関係者等の多様な主体と連携しつつ、森林環境教育の推進を図り、次代を担う子供達はもとより国民全体で森林・林業を支えるとの理解を醸成する。具体的には、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」の取組、林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的機能に関する普及啓発、情報提供や技術指導等の多様な取組を推進することとする。

また、教職員やボランティア団体のリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、地域への波及効果が期待される取組を推進することとする。

② 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムやフィールドの提供、技術支援や指導者の紹介等、森林管理局・署等の庁舎内に設置した緑づくり支援窓口の活性化に努めることとする。

③ NPO等の支援の推進

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うことなどにより、国民参加による国有林の積極的な利用を推進することとし、特に自然再生、森林環境教育等に取り組むNPOや教育関係者等の活動支援及び情報提供に努めることとする。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、各種試験地及び施業指標林の展示等を通じて地域の林業関係者等への指導及び普及を図ることとする。

また、林業技術の開発等に当たっては、地域・試験研究機関等のニーズに即して国有林野のフィールドを活用しつつ、地域等と連携して推進することとする。

さらに、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの定着や、コンテナ苗を活用した伐採・造林一貫作業システム等による低コスト造林・育林技術の導入等を図り、それらの民有林への普及に取り組むこととする。

(2) 地域の振興に関する事項

国有林野は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもある。森林管理局・署等という地域に密着した体制で国有林野の管理経営を行う国有林野事業において地域振興への寄与は、重要な使命の一つである。

こうした中で、地域の伝統産業の育成にも資する森林の整備や林産物の安定供給、地域の農林業に多大な被害を与えている野生鳥獣への対策、国有林野の活用、「森林サービス産業」への活用を含む森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポート、民有林材を含めた安定供給体制の構築等地域の問題解決に向けた積極的な貢献は、地域振興にも寄与するものである。

このため、こうした国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業施策全体への貢献を通じて、林業・木材産業、観光業等地域産業の振興、住民の福祉の向上、美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承等に寄与するよう努めることとする。

(3) その他必要な事項

国民共通の財産である国有林野を「国民の森林」として位置付け、森林・林業施策全体への貢献等の新たな課題を踏まえつつ、国民に開かれた管理経営を推進する。

その際、多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等国民の要請に機動的・弾力的に対応する。

また、開かれた「国民の森林」として管理経営の透明性の確保を図るため、管理経営状況の公表等の国有林野事業の実施に係る情報の開示、地域で開かれる自然教育活動への協力等を通じ、森林インストラクター等の活用も図りながら国民に対し森林・林業に関する情報提供や普及・啓発に努めるとともに、本計画策定等の機会を通じて広く住民等の意見を聴くこととする。その際、これまでの取組実績、現状の評価結果等を提示し、それに対する意見を聴くなどの取組を進めることとする。

さらに、一般から公募する「国有林モニター」制度の活用等により国有林野事業の活動全般について国民の意見を聴くなど、国民と国有林との情報・意見の交換を多様な方法を用いて図り、これらを通じて国民の要請の的確な把握や、これを反映した管理経営の推進等、対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努めることとする。